

広島「食」による観光キャンペーン業務に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和8年7月7日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島「食」の観光キャンペーン実行委員会
会長 澄川 宏

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島「食」による観光キャンペーン業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年9月30日（木）まで
- (3) 業務内容
別紙「広島「食」による観光キャンペーン業務基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務の委託限度額は、14,926千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当
広島「食」の観光キャンペーン実行委員会事務局
（広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「広島「食」による観光キャンペーン業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島「食」の観光キャンペーン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の委員
イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

4 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、広島市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年8月4日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

5 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和8年7月22日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果を書面にて通知する。

6 質問の受付と回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年7月21日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記1(5)に同じ。

(3) 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(4) 質問に対する回答

電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和8年8月4日(火)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

7 企画提案書の提出期間、提出場所等

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和8年8月4日(火)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

8 受託候補者の特定

(1) 企画提案書の審査は、実行委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。

9 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国、地方公共団体又は実行委員会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他

詳細は説明書による。